### 司法書士

# 司法書士Vマジック講座 模擬講義レジュメ

**上三** 東京リーガルマインド



SU23097

## レベルを体感「司法書士Vマジック講座」模擬講義 LEC 専任講師 森山和正

「Vマジック攻略講座」について

(1) 講座の趣旨

1

- ①丁寧なインプット
- ⇒頭打ちを防ぐための突破口

#### R5-5 (午後)

ウ 支払督促の申立てが管轄権を有しない簡易裁判所の裁判所書記官 に対してされた場合には、その裁判所書記官は、管轄違いを理由に移送 することができる。

 $\times$ 

#### 『ケータイ司法書士IV2023』P82

- (2) 支払督促の申立ては、請求の価額に関係なく、債務者の普通裁判籍所在地の簡易裁判所の書記官に対して行う。
- ⇒管轄違いの場合、移送はなされず、却下される。

『森山和正の司法書士 V マジック民事系 3 法・供託法・司法書士法』 P290 より抜粋

支払督促の申立てが、①管轄違いの場合、②要件を満たさない場合、③ 請求の趣旨・原因から請求権のないことが明らかである場合、④公序良 俗・強行法規違反であることが明らかである場合には、裁判所書記官は、 申立てを却下する(385条1項)。 管轄違いの申立てがなされた場合には、移送されるのではなく、却下となる点に注意すること。移送は決定の形式で行うが、裁判所書記官は、 決定を出すことができないからである。

裁判所書記官による却下の処分は、相当と認める方法で告知することにより、その効力を生じる(385条2項)

#### ②幅広い出題に対応

- ③独学力の養成
- ⇒講義を聴いているだけでは合格できない。
- ⇒独学の時間(暗記・演習)をいかにとるか
- ⇒やるべきことの明確化(復習問題集)・復習しやすい教材
- ⇒復習サポート講義
- ④ペースメーカーとしての役割
- ⇒適切なカリキュラム
- ⇒1時間 unit 制
- ⑤記述式問題の総合対策
- ⇒知識→ひな形→解法→演習

#### (2) 講座の利用法

#### ★予習型

- ・時間の講義部分の『Vマジック』を読む
- 講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ·『V マジック』を読み直す

#### ★復習型

- 講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ·『V マジックを読み直す』

#### 復習問題集

2

1 吸収分割をする場合,吸収分割 承継会社においては常に債権者保 護手続をとる必要があるが,吸収 分割会社においては債権者保護手 続をとる必要がない場合がある。

[18-29-オ (21-33-ア)]

○ 吸収分割をする場合,吸収分割承継株式会社の債権者については,債権者保護手続を要する(799 I②・II)。これに対して,吸収分割会社においては,吸収分割承継会社に承継する債務につき,吸収分割株式会社に対し債務の履行を請求することができる場合(併存的債務引受又は連帯保証をする場合)は,債権者保護手続は不要である(789 I②・II)。

2 吸収分割株式会社の債権者は、 吸収分割後の吸収分割株式会社に 対して債務の履行を請求すること ができないときであっても、吸収 分割株式会社に対し、吸収分割に ついて異議を述べることができな い。[26-34-エ]

× 吸収分割をする場合,吸収分割株式会社は,吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者に対し,債権者の異議手続をとらなければならない(789 I ②)。

3 C株式会社が新設分割をして D株式会社を設立する場合におい て,新設分割によりD株式会社に 承継させる資産の帳簿価額の合計 額がC株式会社の総資産額の5分 の1を超えないときは,当該新設 分割後にC株式会社に対して債務 の履行(当該債務の保証人として D株式会社と連帯して負担する保 証債務の履行を含む。)を請求する ことができないC株式会社の債権 者は,C株式会社に対し,当該新設 分割について異議を述べることが できない。[25-33-オ]

 $\times$ 新設分割をする場合におい て. 新設分割後に新設分割株式会 社に対して債務の履行(当該債務 の保証人として新設分割設立会社 と連帯して負担する保証債務の履 行を含む。)を請求することができ ない新設分割株式会社の債権者 は,新設分割株式会社に対し,新設 分割について異議を述べることが でき(810 I ②), この場合には、新 設分割会社は債権者異議手続をと らなければならない (810**Ⅱ・Ⅲ**)。 この点,新設分割をする場合にお いて、新設分割により新設分割設 立会社に承継させる資産の帳簿価 額の合計額が,新設分割会社の総 資産額として法務省令で定める方 法により算定される額の5分の1 (これを下回る割合を新設分割株 式会社の定款で定めた場合にあっ ては、その割合)を超えないとき は,新設分割株式会社において株 主総会特別決議を経ることを要し ないが(簡易分割,805,会社施規 207), 簡易分割を行う場合であっ ても当該債権者異議手続を省略す ることはできない。なぜなら、新設 分割により新設分割設立株式会社 に対して債権が承継されることと なる結果,新設分割株式会社に対

しては債務の履行を請求すること ができなくなる新設分割株式会社 の債権者は、引当てとなる財産が 新設分割設立株式会社の財産のみ に変動するからである。

- 4 吸収分割をする場合において、 吸収分割後吸収分割会社に対して 債務の履行を請求することができ る吸収分割会社の債権者は、吸収 分割会社に対し、吸収分割につい て異議を述べることができる。[R4 -34-3]
- × 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行(当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。)を請求することができない吸収分割株式会社の債権者が異議を述べることができる(会 789 I ②)。
- 5 株式移転完全子会社は、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合における当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることができるときを除き、債権者の異議手続を行う必要はない。[21-34-エ(15-35-イ)]
- 株式移転を行う場合、株式移 転計画新株予約権が新株予約権付 社債に付された新株予約権であ り、当該新株予約権付社債につい ての社債権者が異議を述べること ができるときは、株式移転完全子 会社は債権者の異議手続を行わな ければならない(810 I ③)。
- 6 A株式会社がB株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換について、当該株式交換の際に、A株式会社の債権者の地位に変動が生ずることはないので、会社法上、A株式会社の債権者が異議を述べる手続は定められていない。[27-34-エ]
- × 株式交換契約新株予約権が新 株予約権付社債に付された新株予 約権である場合,当該新株予約権 付社債の社債権者は,株式交換完 全子会社に対し,株式交換につい て異議を述べることができる(789 I(3))。

7 株式交換をする場合において、 株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の 債権者も、株式交換完全親会社の 債権者も、当該株式交換について 異議を述べることができない。[19 -35-エ]

× 株式交換をする場合, 当事会 社の債権者は、株式交換について 異議を述べることができないのが 原則である。しかし、株式交換完全 親株式会社においては、株式交換 の対価として株式交換完全子会社 の株主に対して交付する金銭等 が,株式交換完全親株式会社の株 式その他これに準ずるものとして 法務省令で定めるもののみである 場合以外の場合には,会社財産が 減少するおそれがあるため、株式 交換完全親株式会社の債権者は, 株式交換について異議を述べるこ とができる (799 I ③, 会社施規 198)。したがって、株式交換をする 場合において,株式交換完全子会 社の株主に対して交付される財産 が金銭のみであるときは、株式交 換完全子会社の債権者は、当該株 式交換について異議を述べること ができないが,株式交換完全親会 社の債権者は, 当該株式交換につ いて異議を述べることができるた め,本肢は誤りである。なお,株式 交換完全子会社においては、株式 交換契約新株予約権(768 I ④イ) が新株予約権付社債に付された新 株予約権である場合、当該新株予 約権付社債についての社債権者

8 公告方法として官報に掲載する方法を定款で定めている吸収合併消滅株式会社は、吸収合併について異議を述べることができる債権者がいる場合において、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にそれぞれ合併に関する公告を行ったときは、知れている債権者に対して各別に催告するこ

とを要しない。[R5-34-イ]

は、株式交換について異議を述べ ることができる (789 I ③)。

× 吸収合併をする場合におい て、消滅株式会社の債権者の全部 または一部が異議を述べることが できる場合には、消滅株式会社は、 一定の事項を官報に公告し、かつ、 知れている債権者(吸収合併につ いて異議を述べることができるも のに限る。) には、各別にこれを催 告しなければならない(会社 789 Ⅱ・Ⅰ)。ただし、消滅株式会社が 当該公告を、官報のほか、定款所定 の公告方法に従い、日刊新聞紙に 掲載する方法または電子公告によ りするときは、当該各別の催告は、 することを要しない (会社 789Ⅲ・ Ⅱ本文・939 I ②③)。よって、本肢 の消滅株式会社は公告方法として 官報に掲載する方法を定款に定め ているため、当該各別の催告をし なければならない。したがって、知 れている債権者に対して各別に催 告することを要しないとする点 で、本肢は誤っている。

3 『森山和正の司法書士 V マジック』における本試験の知識の 説明の有無

#### ○ 説明されている

△ 直接は説明されていないが、基準などが記載されおり、解答までたどり着けると推測できるもの(ただし、統計上は厳密に×と同じように数えた)

× 説明されていないもの

※ 学習の便宜のため、会社法・不動産登記法・商業登記法は、近日発売 予定の第2版のページ数を掲載した。

#### <午前の部>

問題	P	イ	ウ	工	才	解答の可
						否
1	○40	○162	○162	○54	○166	0
2	×	○225	△80	○137	○239	0
3	○249	○248	○246	×	×	0
4	○ I 44	○ II 451	○ I 48	○ I 48	○ I 51	0
5	○ I 96	○ I 98	○ I 107	○ I 97	○ I 88	0
6	○ I 130	○ I 129	○ I 132	○ I 131	○ I 133	0
7	○ I 241	○ I 225	○ 🛚 63	○ I 230	○ I 249	0
8	○ I 324	×	○ I 324	○ I 327	○ I 325	0
9	○ I 331	○ I 334	○ I 336	○ I 335	○ I 334	0
10	△ I 340	○ I 353	○ I 344	○ I 348	○ I 345	0
11	○ I 418	○ I 429	○ I 451	○ I 453	○ I 469	0
12	○ I 418	○ I 419	○ I 421	○ I 405	○ I 414	0
13	○ I 435	○ I 433	○ I 436	○ I 436	○ I 432	0
14	○ I 454	○ I 444	○ I 458	○ I 453	○ I 452	0
15	○ I 559	○ I 564	○ I 567	○ I 585	○ I 587	0

16	○ II 35	×	△ II 35	○ II 35	○Ⅱ36	0
17	×	○ 🛘 124	△ II 113	×	○ 🛘 119	0
18	○ II 328	○ [] 330	△ II 331	○ II 330	○ II 328	0
19	○ II 334	○ 11 338	×	○ 11 339	○ 11 340	0
20	×	○ II 451	○ II 466	○ II 458	○ II 462	0
21	○ II 493	×	×	○ II 494	○ II 494	0
22	×	×	×	×	×	×
23	○ II 628	○Ⅱ611	○Ⅱ617	○ II 605	○ II 607	0
24	○417	○419	○419	○418	×	0
25	○375	○374	○376	○378	○379	0
26	△580	○491	○492	○433	×	0
27	○20	○329	○349	○343	○352	0
28	○30	×	○161	○334	○30	0
29	○52	○163	△143	○54	<b>○66</b>	0
30	○146	○151	○151	○152	○37	0
31	○160	○160	○212	○212	○223	0
32	×	×	○395	×	○396	×
33	×	×	○293	○293	○298	0
34	○435	○312,495	△447	○434	$\triangle 546$	0
35	○571	×	○571	○571	○574	0
	○141 肢	△9 肢 ×	25 肢			33 問/35
						問

#### <午後の部>

問題	ア	1	ウ	工	オ	解答の可
						否
1	○30	○31	○31	×	○35	0
2	○236	○236	×	○237	○240	0
3	○219	○219	×	×	○219	×

4	○158	○165	○166	O161	O161	0
5	○288	○287	○290	○292	○292	0
6	○405	○417	×	○416	○416	0
7	○306	○333	○332	○331	○331	0
8	○610	○610	×	○612	○609	0
9	○539	○537	○548	○551	○538	0
10	○472	○505	○551	○472	×	0
11	○534	○533	○533	○533	×	0
12	○ II 147	×	○ II 158	○ II 440	○ II 309	0
13	○ II 446	△ II 467	○ II 446	○ II 494	○ II 499	0
14	○ I 255	○ I 325	×	○ I 156	○ I 400	0
15	○303	○ II 459	○ II 49	○ II 407	×	0
16	○ II 394	○394	×	△ II 400	○ II 395	0
17	×	○ I 138	○ I 227	○ II 408	○ I 219	0
18	○ I 109	△ I 240	○ I 115	○ I 162	○ I 79	0
19	○ I 95	○ I 91	○ I 93	○ I 94	○ I 98	0
20	○ I 314	○ I 315	△ I 319	○ I 315	○ I 313	0
21	○ II 323	×	○ II 322	○ II 321	○ II 322	0
22	○ II 159	○ II 349	○ 11 171	×	○162	0
23	○ I 343	○ I 347	○ I 352	○訴 332	×	0
24	△ II 8	○ II 82	○ II 75	○ II 137	○ II 11	0
25	○ I 22	×	○ II 466	×	○ II 465	0
26	○ II 489	△ II 489	○ II 489	○ II 489	○ II 488	0
27	○ II 491	○Ⅱ181	×	○ II 42	○ I 264	0
28	○628	×	○626	△617	×	Δ
29	○413	○415	○会 344	○414	×	0
30	○166	○145	○153	×	○163	0
31	△会 210	○269	○228	△89 等	×	×
32	○214	○208	○219	○208	○214	0

33	○会 523	○会 522	○590	○会 529	○会 529	0
34	○529	○529	×	○529	×	0
35	○234、502	○280,502	○397	○会 159、	○242,502	0
				502		
	○140 肢 △9 肢 ×26 肢					32 問/35

### **上** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

SU23097